

## 福岡市環境・エネルギー戦略有識者会議傍聴要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、福岡市環境・エネルギー戦略有識者会議設置要綱第5条第2項の規定に基づき、福岡市環境・エネルギー戦略有識者会議（以下「有識者会議」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

## (受付)

第2条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、自己の氏名を別紙の受付簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴希望者の受付は、会議の開催の30分前に開始し、会議の開催の10分前に終了するものとする。

## (定員)

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、原則として20人とする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順によって傍聴人を決するものとする。

## (会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、有識者会議の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

## (傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

## (撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、座長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、有識者会議が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 座長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、座長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度座長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月29日から施行する。

福岡市環境・エネルギー戦略有識者会議  
傍聴希望者受付簿

氏 名	住 所